



事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 7 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 6 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

基本診療料及び特掲診療料等の施設基準並びにその届出に関する手続きについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）により示しているところであるが、令和 7 年 4 月 1 日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているものについて別紙のとおり取りまとめたので、届出漏れ等が生じないように、その取扱いについて遺漏なきようご対応をお願いしたい。

また、別紙の届出対象について、令和 7 年 4 月 4 日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月 1 日に遡って算定することができるものとするので、併せてご対応をお願いしたい。

なお、医療 D X 推進体制整備加算の届出については、「医療 D X 推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その 1）」（令和 7 年 2 月 28 日事務連絡）も参考にすること。

令和7年3月31日まで経過措置の施設基準

(別紙)

令和7年4月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの

○基本診療料

区分	項番	届出対象	経過措置に係る要件(概要)	令和7年4月1日以降、算定する施設基準	届出が必要な様式
初・再診料	1	医療DX推進体制整備加算1～3	「電子処方箋管理サービスの運用について」(令和4年10月28日付け薬生発1028第1号医政発1028第1号保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。)に基づく電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有していること。	医療DX推進体制整備加算1～3	別添7、別添7の様式1の6
	2	医療DX推進体制整備加算1～3 ※当該要件を適用する場合に限る	小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年(令和6年1月1日～12月31日まで)の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から9月30日までの間に限り、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率として「15%」とあるのは「12%」とする。	医療DX推進体制整備加算3、6	別添7、別添7の様式1の6

○特掲診療料

区分	項番	届出対象	経過措置に係る要件(概要)	令和7年4月1日以降、算定する施設基準	届出が必要な様式
在宅	1	在宅医療DX情報活用加算	「電子処方箋管理サービスの運用について」(令和4年10月28日付け薬生発1028第1号医政発1028第1号保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。)に基づく電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有していること。	在宅医療DX情報活用加算1	別添2、別添2の様式11の6
調剤基本料	2	医療DX推進体制整備加算1～3 ※経過措置を利用して施設基準の届出を行っている保険薬局に限る	電子処方箋を受け付け、当該電子処方箋により調剤する体制を有するとともに、紙の処方箋を受け付け、調剤した場合を含めて、原則として、全てにつき調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスに登録すること。	医療DX推進体制整備加算1～3	別添2、別添2の様式87の3の6

令和7年3月31日まで経過措置の施設基準

(参考)

令和7年4月1日以降も算定するに当たり注意が必要なもの等

○基本診療料

区分	項番	対象	経過措置に係る要件(概要)	令和7年4月1日以降、算定する施設基準
入院基本料等加算	1	総合入院体制加算1～3	1の(5)及び2の(4)に係る救急時医療情報閲覧機能の要件については、令和7年4月1日以降に適用するものとする。	総合入院体制加算1～3
	2	急性期充実体制加算1、2	1の(3)のウについては、令和7年4月1日以降に適用するものとする。	急性期充実体制加算1、2
特定入院料	3	救命救急入院料1～4	1の(9)及び2(救命救急入院料1の(9)に限る。)に規定する救急時医療情報閲覧機能の要件については、令和7年4月1日以降に適用するものとする。	救命救急入院料1～4